

○事務局からの情報提供（5分） →資料P2～

- ・今後の予定について 等

○自治体間の意見交換（45分） →資料P8～

- ・複数のグループに分かれて議論

## 第一段階 (5~6月)

～本取組の必要性、先行自治体の取組例など、全体的な理解を深める～

- ・有識者による講演（山本蓮氏、小安美和氏、古屋星斗氏）
- ・先行自治体（豊岡市、気仙沼市、南砺市）による取組の紹介

各自治体における取組の実施/継続 →事例の蓄積、実施上の課題の顕在化

## 第二段階 (9月~)

～個別具体的な事例や課題を共有し、より良い方策を探る～

- ・翌年度の取組も見据え、取組サイクルのステージごとに、具体的な手法や課題等を共有。  
(例：地域課題の可視化の具体的方策、地域の関係者・企業を巻き込む工夫 等)
- ・自治体間の意見交換による「面」としてのネットワークづくりの促進。

※上記目的に照らし、勉強会の後半は小グループに分けた意見交換を行うなど、運営方法を工夫。

※隨時、取組参加自治体の御意見を踏まえ、運用の改善を行う予定。

### <基本的な取組のサイクル>

#### ①課題分析・体制構築

- (例)
- ・**府内等の体制構築**
  - ・市民の意識（や意識差）の把握  
(調査、セミナー等)
  - ・統計データの分析
  - ・**具体的な目標の設定**
  - ・関係する戦略への記載 等

#### ②取組の検討

- (例)
- ・①を踏まえた具体策の検討
  - ・地域の若者・女性を含む当事者の参画を得た検討 等

#### ③取組の実施

- (例)
- ・ワークショップ等による企業の気づき、行動変容
  - ・労働局と連携した企業支援
  - ・情報発信 等

#### ④検証・改善

- (例)
- ・具体的な目標の達成状況の検証
  - ・統計データの分析
  - ・調査 等

## ■ 自治体勉強会の開催 等

- 自治体勉強会の開催
  - ・2月頃（予定） 第10回自治体勉強会（各論編5回目）

- 事務局による自治体の個別ヒアリング
  - ・引き続き、順次実施。

## ■ まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略の策定（2025年中）、第6次男女共同参画基本計画の策定

- 決定され次第、情報提供予定。

## ■ 令和8年度に向けた取組

- 取組参加自治体の追加公募 ※公募開始時に情報提供予定。
- ガイドブックの改訂の検討 等

	趣旨	概要	今後のスケジュール
<b>地域未来交付金</b> 【地域未来戦略本部事務局、内閣府地方創生推進事務局・地方創生推進室】	地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。	① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援 ② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援とともに、国による伴走支援を強化 ③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築	未定 【参考：過去の募集スケジュール】 令和6年度補正予算分及び令和7年度当初予算分（第1回） 募集期間：令和7年1月17日～2月6日 令和6年度補正予算分及び令和7年度当初予算分（第2回） 募集期間：令和7年5月13日～6月20日
<b>地域女性活躍推進交付金</b> 【内閣府男女共同参画局】	地方公共団体が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	以下のような取組を対象に交付。 ①女性防災リーダーや女性役員・管理職を育成するための研修等への支援 ②女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナー、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援 ③様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、男性相談事業等への支援	年明け1月頃に地方公共団体宛てに次年度事業の募集に係る事務連絡を発出し、説明会を実施。 3月中下旬の内示を経て、4月上旬までに交付決定を行う予定。
<b>特定地域づくり事業推進交付金</b> 【総務省】	地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保する必要があるが、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。	・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2） ・対象経費は、「派遣職員人件費」及び「事務局運営費」 ・制度の健全な運用を確保するための仕組み ①複数の事業者への職員派遣 派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内 ※8割超となる派遣職員の人件費は全額が交付金の対象外 ②労働需要に応じた職員の確保 派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減	毎月月初めに交付決定
<b>地域活性化雇用創造プロジェクト（補助金）</b> 【厚生労働省】	地域雇用の課題に対して、国や都道府県の施策との連携を図りつつ、魅力ある雇用機会の確保や企業ニーズにあった人材育成、就職促進等の地域の課題に対応するための都道府県の取組を支援することにより、地域における良質な雇用の実現を図る。	○ 都道府県が、地域雇用の現状や課題、地域の関係者の意見等を踏まえ、テーマを任意に設定し事業を企画、地域の関係者による協議会の了承を得て応募 ○ 第三者委員会による審査を経て事業効果が高い都道府県の企画提案を採択 ○ 都道府県は採択された企画提案に基づき事業を実施	年末頃に都道府県宛てに次年度事業の募集に係る通知を発出し、2月～3月上旬頃に第三者委員会による審査を経て、3月末に審査結果を通知する流れを予定。

	趣旨	概要	今後のスケジュール
人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース） 【厚生労働省】	人材を確保するためには、「魅力ある職場」を創出し、従業員の職場定着等を高めることが必要であるため、雇用管理改善等に取り組む事業主への助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。	人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
人材確保等支援助成金（テレワークコース） 【厚生労働省】	適切な労務管理下におけるテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者的人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主を支援。	テレワーク勤務に関する制度を導入・拡充し、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行い、所定のテレワーク実績を満たした事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
働き方改革推進支援助成金 【厚生労働省】	労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主・小規模事業者を支援する。	労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主・小規模事業者が、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成	中小企業事業主等からの申請に応じて、各都道府県労働局において随時受付、審査 ※令和7年度は11月末にて申請受付を終了。令和8年度は4月から受付開始の予定。
業務改善助成金 【厚生労働省】	中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を図るため、生産性向上を支援する。	事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成	現在（12/10時点）第2期受付中で、申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日までが申請期限となっている。

※各助成金のお問合せ・申請先はお近くの都道府県労働局またはハローワークになります。  
詳しくは下記HPを御覧ください。

[助成金のお問い合わせ先・申請先 | 厚生労働省](#)

※赤字は第6回勉強会資料における一覧の更新箇所

	趣旨	概要	今後のスケジュール
両立支援等助成金 (出生時両立支援コース) 【厚生労働省】	育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者に育児休業を取得させ、男性の育児休業取得率を上昇させるなどした中小企業事業主を支援。	①育児休業を取得しやすい環境整備の措置を複数講じるなどした上で（※）、男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する一定日数以上の育児休業を取得した事業主に支給 ②上記※を満たし、男性育休取得率が30ポイント以上上昇し、50%以上となった事業主等に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
両立支援等助成金 (育児休業等支援コース) 【厚生労働省】	円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が育児休業を取得した中小企業事業主を支援。	事業主が「育休復帰支援プラン」を策定するなどし、同プランに基づき育休取得者・育児休業からの復帰者が出了場合に、事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
両立支援等助成金 (育休中等業務代替支援コース) 【厚生労働省】	育児休業や短時間勤務期間中の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等や、代替要員を新規雇用した中小企業事業主を支援。	代替業務の見直し・効率化の取組を実施した上で、育休取得者や短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当を支給したり、代替要員を新規雇用するなどした事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
両立支援等助成金 (柔軟な働き方選択制度等支援コース) 【厚生労働省】	育児期の柔軟な働き方に関する制度を3つ以上導入し、対象労働者が制度を利用したり、子の看護等休暇を有給化した中小企業事業主を支援。	事業主が「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を策定するなどし、同プランに基づき子が3歳以下小学校就学前までの労働者について柔軟な働き方を可能とする制度を3つ以上導入し、一定の制度利用者が出了場合や有給の子の看護等休暇を導入した事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース) 【厚生労働省】	円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業や介護両立支援制度を取得・利用した中小企業事業主を支援。	事業主が「介護支援プラン」を策定するなどし、同プランに基づき介護休業等の利用・復帰者が出了場合や、介護休業取得者や短時間勤務者の業務を代替する体制整備を行った場合などに、事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査

※各助成金のお問合せ・申請先はお近くの都道府県労働局またはハローワークになります。

詳しくは下記HPを御覧ください。

[助成金のお問い合わせ先・申請先 | 厚生労働省](#)

※赤字は第6回勉強会資料における一覧の更新箇所

# (参考) 本取組において主に活用可能な助成金一覧③【申請主体：事業主】

令和7年12月22日時点

	趣旨	概要	今後のスケジュール
キャリアアップ助成金 (正社員化コース) 【厚生労働省】	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換の取組を実施した事業主を支援。	非正規雇用労働者を正社員転換した事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース) 【厚生労働省】	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、非正規雇用労働者の基本給の増額改定を実施した事業主を支援。	非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
キャリアアップ助成金 (賃金規定等共通化コース) 【厚生労働省】	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金規定等の共通化を実施した事業主を支援。	非正規雇用労働者と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
キャリアアップ助成金 (賞与・退職金制度コース) 【厚生労働省】	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、非正規雇用労働者を対象とした賞与・退職金制度を導入・実施した事業主を支援。	非正規雇用労働者を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した事業主に支給	事業主からの申請に応じて随時受付・審査
キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善 コース) 【厚生労働省】	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、労働者に新たに被用者保険を適用し、労働時間の延長や賃上げ等により労働者の収入を増加させた事業主を支援。	短時間労働者に、以下のいずれかの取組を行った事業主に支給。 ①新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賃上げ・労働時間延長を行った場合 ②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合	事業主からの申請に応じて随時受付・審査 ※本コースは令和7年度末にて終了予定。
キャリアアップ助成金 (短時間労働者労働時間延長 支援コース) 【厚生労働省】	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、労働者に新たに被用者保険を適用し、労働時間の延長や賃上げにより労働者の収入を増加させた事業主を支援。	短時間労働者に、以下のいずれかの取組を行った事業主に支給。 ①新たに社会保険の被保険者となった際に、労働時間延長・賃上げを行った場合 ②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合	事業主からの申請に応じて随時受付・審査

※各助成金のお問合せ・申請先はお近くの都道府県労働局またはハローワークになります。

詳しくは下記HPを御覧ください。

[助成金のお問い合わせ先・申請先 | 厚生労働省](#)

A (①)	白鷺町、佐野市、見附市、みよし市、南知多町、雲南市、長崎県（7）
B (③)	函館市、気仙沼市、新潟県、妙高市、浜松市、焼津市（6）
C (③)	奈良県、和歌山県、門真市、福岡県、志布志市（5）

A	秋田県、宮城県、栃木県、山梨県、新潟市、富山県、鳥取県、愛媛県（8）
B	呉市、福山市、下関市、北九州市、長崎市、佐世保市、宮崎市（7）
C	久慈市、能代市、酒田市、足利市、矢板市、秩父市、桐生市、佐渡市（7）
D	大垣市、藤枝市、洲本市、境港市、唐津市、武雄市（6）

## 1. 庁内の体制構築、目標設定について

（主に、取組の立ち上げや開始に課題を感じている自治体向け）

- ◆ 取組の立ち上げや開始に課題を感じている主要な要因は何か。
- ◆ これまでの勉強会では、以下の要素が重要との議論もあったが、実施状況はどうか。実施できている部分・難しい部分はあるか。（参考：第6回勉強会（各論編①）の資料）
  - ・ 問題意識を共有するためにも、データや市民の声の聴取等による現状分析を行う
  - ・ 部署間での連携を強化する
  - ・ 地域の目指すべき姿やビジョンを設定する
  - ・ KPIや数値目標を設定する
  - ・ トップのコミットメント

※上記のほか、事前アンケートにおいて、以下について聴きたいとの御意見があった。

- ・ この取組に参加して庁内で変わったこと（職員の意識や体制など）、新しく始めた取組（新規事業）など。または、変わっていないこと（既存事業の継続等）。

## 2. セミナー等のイベントの開催による企業の意識啓発について

（主に、実際の取組を実施中で、その中で課題を感じている自治体向け）

- ◆ イベントの対象者をどう設定するか、効果的な集客方法
- ◆ どのようにして気付きを得てもらい、行動変容（職場での実践）を促すか

※上記のほか、事前アンケートにおいて、以下について聴きたいとの御意見があった。

- 意識醸成のセミナーへの集客（どのようなルートを使っているか）、セミナー後のアンケートの手法など
- ワークショップにおいて、職場における課題等の意見が出やすいよう工夫していること・効率的なワークショップの進め方・従業員の方が参加しやすい日程設定に伴う留意点（曜日、時間帯等）
- 企業への横展開についての効果的な手法があれば伺いたい。

## 3. ワークショップ等のイベントによる若者や女性の声の聴取について (主に、実際の取組を実施中で、その中で課題を感じている自治体向け)

- ◆ イベントの対象者やテーマをどう設定するか、効果的な集客方法
- ◆ 心理的安全性の確保方法、聴取内容を政策にどう反映するか

※上記のほか、事前アンケートにおいて、以下について聴きたいとの御意見があった。

- 学生の意見や立場が反映されやすい仕組みづくり等工夫点  
(本県が実施するワークショップにおいて、大学生にも参加してもらっているが、テーマが働き方・職場改革ということで、内容が企業向けのものになりがちになってしまう)
- ワークショップの対象者の設定・選定やテーマ・聴き取り内容等に関する具体的な事例  
(来年度、一般市民（女性）を対象としたワークショップの実施を検討している)
- 若者、女性の声の聴取の事例
- 参加者の集め方の工夫、意見を聞いた後、実際に施策や事業へ反映させているのか、どのような方法で反映させたか

## ■ 結果や庁内での活用方法について

- ・ 他自治体の進捗状況や動向、取組や考え方、課題を知ることができ参考になった。（6自治体）
- ・ 他自治体も同じようなところに課題を抱えているということがわかり参考になった。（2自治体）
- ・ 調査結果により、どこの自治体も同様の課題を抱えていると認識できたことに加え、連携方法や主管となる部署など参考になった。
- ・ 本市の取組みの進捗が他の自治体と比べてどのように比較することができ、有意義だった。また、他市町の交付金活用状況についても共有していただき参考になった。
- ・ 庁内横断体制の有無や経済団体との連携の有無に基づいて、推進状況や達成度合いを比較した結果が参考になった。
- ・ 特に目標設定・KPIの置き方は悩みどころなので、参考とする。
  
- ・ 本県においては経済団体との連携に課題を感じているため、どういう連携の仕方を各自治体が取っているのか等調査結果は非常に参考になった。もう少し踏み込んで協力体制を築くにあたり、普段から連携が取れているのか、どうして協力的なのかなど秘訣があれば聞いてみたいと感じた。
- ・ どの自治体も、人口減少に危機感を持ち、限られた人員で試行錯誤されていると感じた。今後も情報共有をすることいろいろな気づきがあれば良いと思った。都道府県と市町村の連携についてのアンケートで、それぞれの認識に差があった部分を深堀りして欲しいと思った。
  
- ・ 庁内の関係課や課内で共有するなどし、今後の事業や取組の参考として活用予定。（6自治体）
- ・ 進め方や他所との連携など、今後の取組の参考としたい。